

総数	人口		世帯数
	男	女	
(-21) 52,188	(-5) 25,027	(-16) 27,161	(+2) 13,340

()内は前月との比較

新市議会がスタート



昭和52年11月27日の選挙後、初の定例会議は12月12日から同26日まで開かれ、まず議長、副議長、各常任委員などを決定し、新市議会がスタートしました。



常任委員会の構成きまる

30人の市議会議員は、鳥栖市議会委員会条例に従って、4つの常任委員会のいずれかに所属することになっており、新委員会のメンバーは次のとおり決まりました。

(委員長、副委員長以外の委員の掲載順は議席番号順による。また、()内は所属党派の略号で、同=同友会社=社会党クラブ、公=公明党、民=民社党、共=共産党)

【総務委員会】委員長=平塚元(社)、副委員長=高橋長四郎(同)、中村直人(社)、園田泰郎(民)、陶山秀義(同) 永瀬久雄(同)、伊東哲夫(同)、時津政吉(同)

【建設委員会】委員長=宮原久(同)、副委員長=伊東敏夫(同)、久保山六郎(共)、松隈成一(同)、安本勇(社) 天本淺雄(公)、大石文彦(同)、城本忠夫(同)

【文教厚生委員】委員長=藤田寅夫(社)

副委員長=時津末男(同)、伊東主夫(同)、緒方勝一(同)

(高尾幾平(同)、大石克己(社)、江頭クニエ(同))

【経済委員会】委員長=井上吉治(同) 副委員長=門司睦夫(公)、久保不二(同)、塚本善人(同)、元根隆(同) 小田一男(社)、本村松次(同)

委員会の所管

各委員会の所管は、次のように定められています。

○総務委員会=総務課、企画課、財政課 税務課、環境課、会計課、監査委員 および選挙管理委員会の事務に関すること。

○建設委員会=建設課、都市計画課および下水道課

○文教厚生委員会=市民課、衛生課、福祉事務所および教育委員会

○経済委員会=農林課、商工課、水道課 および農業委員会

山秀義(同)、伊東敏夫(同)、平塚元(社)、井上吉治(同)、宮原久(同)

監査委と育英資金運用委決まる

市議会議員の中から選任される監査委員に、伊東哲夫さんが議会の同意を得て選任されました。伊東さんは昭和42年4月以來市議4期目。また、市育英資金運

議会運営委8人も決定

議会運営に関して各党派相互間の連絡調整と議会の円満な運営を図る委員会に議会運営委員会があり、3人以上の会派がその人数に応じて選出した委員で構成されます。任期は1年。委員長=江頭クニエ(同)、副委員長=安本勇(社)、委員=伊東主夫(同)、陶

あけましておめでとうございます。昨年暮には市民各位に公私共、大変な御苦勞をおかけいたしました。おわびと共に厚くお申し上げます。おかげをもちまして、清新な議員各位が顔をそろえ、力強い議会が完成いたしました。



新議会の分野も五極となり、市民それぞれの立場の方々の意志をきめ細かく吸収し得る態勢が生まれたことは私の喜びとするところであります。この不況下での市の財政事情の中で、山積する事業の処理を迫られている難局、その打開の道は、議決機関と執行機関が打って一丸と

議長就任のごあいさつ

鳥栖市議長 時津 政吉

議員のみなさんも、それぞれの立場で約束された事については今後全力を挙げて努力されるものと信じます。地方公共団体の行政意思の決定機関である議会がどう動くか、不況下の経済界に円高の追討ち、農政については納得しがたい生産調整の減反等、目まぐるしく変わる状況に対応して、地方行政をいかにとらえていくか、どう処理するか厳しいものがうかがわれます。

なる姿勢が第一義であり、その調整の基盤は「和」であると考えます。何と申しましても人の和。私はこの主旨の下に議会の円満なる運営を図ってきたいと存じます。幸い温厚を以て鳴る大石克己副議長共々事に処し、市民の期待に答えて市政の発展にまい進する覚悟でございます。

昭和53年の年頭に当たり、市民のみなさまの御多幸と御健康を祈念いたします。

用委員会委員は、議会の同意を得て次の5氏が選任されました。

- 市議会議員…江頭クニエさん、松隈成一さん、安本勇さん
- 学識経験者…中原賢雄さん
- 教育長…佐藤藤三さん

儀徳と一本杉の市住売却

市は、昭和36年度と37年度に建設した儀徳町住宅および一本杉住宅の土地と建

物を入居者に売却することにしました。儀徳町住宅は土地約7499平方m(売却価額約847万円)、建物50戸(約2165万円)。一本杉住宅は土地約8603平方m(約6882万円)、建物58戸(約2384万円)となっています。

市営住宅の売却は、46年度に山都町住宅、49年度に原古賀町住宅、51年度に田代町住宅を行っています。



★1月22日(日曜日)は鳥栖市長選挙の投票日です★

車社会を考える

園田 英樹
(田代外町)

だいたい指定されたテーマの「車社会を考える」で、のからしてまったく気にならない。そりゃぼくだって現代が機械に支配されちゃまっていることは認めるけど、それがすぎまゝテーマ「車社会を考える」まゝにつながってくるのは頭にくる。まるで社会が車を中心にして回っているみたいじゃないか。せめて「人間と車について考える」だとか「公害と車について考える」なんてのにしてもらいたかったなあ。そうすればぼくだってもっと気持ち良く書けたんだが。

と言ってはみたものの。たしかに現代は車に占領されちゃまっていると言ってもおかしくなかないうちに、世界はガソリンの匂いと排気ガスとエンジンの回転音なしでは動かなくなってしまっている。それは日本人が草履をぬいで靴にはき代えたのよりずっと早いスピードでぼくらの日常にはいりこんできた。車なしの生活は、ぼくら現代人には考えもつかないものになっている。

こんな調子で書いていけば、与えられた字数なんてすぐなくなってしまっ、言えることも車の便利とか事故への非難とかあたりまえのことしか言えなくなる。せつかくの機会だからもっと肩の力を抜いたことを言ってみよう。(当り前の考えは他の人にまかせることにする) たとえば、どうやったらこの車中心の社会をひっくり返して、人々が汗を流して

歩き回った、空気のおいしかった昔にもどせるかなんてこと。そんな危険思想が発表されたら、きっと全国ドライバー組合とか日本タクシー協会なんてのが、ぼくを告訴するだろうが、その時は「タクシーに乗る楽しみ」なんてのを書いて許してもらおうことにしよう。

車をどうやったらストップさせることができるか。そんなの簡単、政治家たちを全部買収して、乗車禁止法なんてのを国会で通過させちゃえばいいのだ。

しかしそいつを実行するにはあまりにも金がかかりすぎる。もっと安上りな方法ないかなあ。世界中のドライバーたちが頭を抱えこんでうなりだすようなすこいやつは。ありました、ありましたよ、ぐつとくるやつが。世界中のガソリンをなくしてしまえばいいんじゃないですか。地球という大きなガスタンクの中のガソリンはもうきれかかっているっていうじゃありませんか。

資源はないせつに使いましょうと誰かさんも言っていましたよ。二十歳になったことだし、ぼくも車の免許も取るかなあ。

西山 博文
(酒井東町)

現在の人間生活・社会構造において車は、なくてはならない存在になっている。しかもその存在はきわめて大きい。上流階級だけの所有物だった時代とは違い、

大衆に完全に浸透した現代、車の持つ魅力は人々に様々な形で問題を投げかけている。車の登場により人々の距離感が変わり、やがて何もかも車に頼り、人間本来の機能である「歩く」ということを忘れがちになっている。これが現代人の体力低下につながっていると言いつけられないにしても、「歩こう会」などというものが生まれること自体、不自然な気がする。

ともあれ車が我々に与えるメリットは大きい。目的地へ最も近くまで運べる機能。飛行機、列車と違い自分自身で自由に運転できる手軽さ。人や物を運ぶだけでなく、ドライブなどレジャーとしてもその機能を発し、車の幅広い用途は時々の流れにそってさらに新しい用途を生みだすだろう。

市教育委員会は、成人の日を記念して新成人から、私の結婚観・車社会を考える・私の職場感の三つのテーマを提示し1000字以内の原稿を募集しました。(12月1日号・とす市報で公募)
応募作品は2編。両方とも「車社会を考える」をテーマに選んでいます。

しかし乏しいエネルギー資源を食い、公害を生み出す、今世紀の怪物の一つであることを忘れてはならない。車が多すぎる数々の副作用の中でも交通事故ほど悲惨なものはない。人が作り出したものに人が殺される。我々の社会の最大の矛盾である。現代生活にマッチしたスピードに大きく貢献している車がこの

最悪の事態を生み出していることを隠すことはできない。車自身、人が乗らなければ何の感情も持たないただの鉄の塊である。人が乗って初めて車は生き、乗る人ががそのまま車の行動につながる。人間が作り出す機械で車ほど人の心を忠実に伝えるものはないだろう。乗る人の心構えさえしっかりしていれば車をコントロールできないことはない。能力的に人を超すことが出来ても人の心を超すことはできないはずである。

町と町を結ぶ車。人と人を結ぶ車。狭い日本の中に迷路のように張り巡っている道路。それは車の為に舗装され、歩く人々には道路のはしに追いやられ、道路は車の為にあるような現状において、車に乗る人の心の整備こそ最も大切な気がしてならない。



窓口案内 ④

市民ハンドブックから

戸籍・住民登録(その2) ……市民課

こんなときは(どんな届を)	いつまでに	もってくるもの
本籍をかえるとき (転籍届)	届出日から効力を生じます	1.筆頭者とその配偶者の印鑑 2.戸籍謄本2通(市内での転籍届の場合はいりません)
他の市町村から鳥栖市に移転してきたとき (転入届)	移転してきた日から14日以内 おくれると、2000円以下の過料を科せられます	1.転出証明書 2.国民健康保険被保険者証(加入してある世帯に入る人だけ) 3.国民年金手帳(加入者だけ) 4.印鑑
市内で住所を移転したとき (転居届)	同上	1.国民健康保険被保険者証(加入者だけ) 2.国民年金手帳(加入者だけ) 3.印鑑
鳥栖市から他の市町村へ移転するとき (転出届)	移転する日の2日～3日前ごろ	1.国民健康保険被保険者証(加入者だけ) 2.国民年金手帳(加入者だけ) 3.国民年金の最終納月分の領収書(加入者だけ) 4.印鑑
世帯主が変わるなど世帯の中で異動があったとき (世帯変更届)	異動があった日から14日以内	1.国民健康保険被保険者証(加入者だけ) 2.印鑑

接木・草花栽培の講習をします

鳥栖市花とみどりの推進協議会と鳥栖市は接木と草花栽培講習会を行いますので多数御参加ください。当日先着順に草花を贈呈します。

- ・とき 1月25日(水)午後1時30分
- ・ところ 中央公民館
- ・内容 接木の理論および実技指導
草花栽培について
- ・講師 佐賀県林業試験場育林室長・原信義さん、三養基農業改良普及所技師・末次照寿さん

財形住宅貸付け受付

住宅金融公庫は、財形貯蓄をしている人を対象に「財形住宅貸付け」の申込受付を2月28日まで行っています。融資額は財形貯蓄残高の2倍で、限度は1千万円。利率は年6.83%、返済期間は水道

18年以上、簡易耐火25年以上、耐火構造35年以上となっています。詳しくは公庫業務取扱金融機関または住宅金融公庫へおたずねください。

水道工事当番店(1月～2月)

水道の故障修理は、管工事組合へ(電話③5030)。ただし午後5時以降、日曜日および祝日は次の当番店へどうぞ。
1月16日～31日 坂口組②2682
2月1日～15日 野下ポンプ店②2682

市民体育館の個人利用日(2月)

日	1	3	8	9	15	18	22	24
区分	水	金	水	木	水	土	水	金
午前	○	×	○	×	○	×	○	×
午後	○	×	○	×	○	×	○	×
夜間	○	×	○	×	○	×	○	×



みんなでお考えよう、話し合おう

～農地を生かした新しい村づくり～

最近、全国各地で、新しい村づくり、運動が進められています。国でもこうした動きを一層推進するために「地域農政特別対策事業」などの事業を展開し、当市も昭和52年を初年度としてこの運動に取り組んでいます。

農家も農村も、かつての高度経済成長の荒波の中で大きく変わりました。農作業の機械化など農業生産の近代化は急速に進みましたが、一方では兼業農家の増加、働き手の不足、深刻な後継者不足、

虫食いの農地のかい廊、農地の利用低下、地力の減退など農家や地域にとっていろいろな難問題が起こっています。いまこそ、こうした実情をふまえて、将来に向かっての「新しい村づくり」に取り組むべき時だと考えます。このためには、専業農家も兼業農家もみんなが参加して集落ぐるみ、地域ぐるみで十分話し合い、協力し合って問題解決にあたりましょう。

農業委員会事務局・農林課



12月中旬から市内で生産されたイチゴ等の香の農協地支所での集荷風景

振動も規制されます

佐賀県が昭和52年12月1日付で告示した「振動規制法に基づく地域指定」により、県内7市は53年1月1日から、工業専用地域および山林を除く全域が振動規制法の適用を受けることになりました。法律の趣旨は、工場または建設作業場などの機械から出る振動を規制して、住民の生活環境を守ることにあります。法律は昭和51年12月1日施行、同時に同法施行令、同法施行規則、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準が施行されています。

用途地域ごとに異なる規制

規制の対象となる機械を特定施設といい、これらのある工場を特定工場といいますが、これらから出る振動を、都市計

画用途地域に従って、たとえば60dB以下とか65dB以下などと規定しています。建設作業についても同じく用途地域によって規制の程度が違います。(別表のとおり)

特定施設にあげられているものは、金属加工機械、圧縮機、土石等の破砕機、摩砕機、ふるいおよび分級機、織機、コンクリートブロックマシン、木材加工機械、合成樹脂射出成形機、鋳造型機、ゴム練用または合成樹脂用のロール機

特定施設は使用届が必要

このような特定施設を新設する場合は、工事開始の日の30日前に、市長に設置届を出さなくてはなりません。また既設の特定施設は、法の適用を受ける53年1月

特定工場の規制

区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

○規制の場所は特定工場等の敷地の境界線

第1種区域…都市計画用途地域のうち、業地域、準第1種、第2種住居専用地域、住居地域および市街化調整区域(ただし各地域とも国道、バイパス道、高速道の片幅50m以内を除く)
第2種区域…同じく、近隣商業地域、商

特定建設作業の規制

区分	振動の大きさ	作業がやまない期間	1日当たりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜休日における作業
第1号区域	75デシベルを超える大きさのものがないこと	午後7時～翌日の午前7時	10時間	連日6日間まで	禁止
第2号区域		午後10時～翌日の午前6時	14時間		

○規制の場所は特定建設作業の場所の敷地の境界線

1号区域…1種、第2種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画用途地域
2号区域…工業地域

昭和52年12月1日から55年11月30日まで、社会福祉行政の窓口となって活躍する民生・児童委員70人が、厚生大臣から委嘱されました。市の世帯増に伴い定員1人が増員され70人となり、新旧交替が15人となっています。日々つたときは、委員のみなさんへ御相談ください。

【轟木町】多賀初蔵(④1633)

【元町】松田定蔵(②3214) 秋葉町 城戸鶴吉(②2893) 本町 権藤信一(③1552) 権藤三音(④1462) 本島橋町 緒方茂(②3751)、長家千恵子(②4268) 藤木町 石丸慈吾(③7019)、石丸カツエ(②4271) 今泉町 上野正弘(③7321) 真木町 井田源五郎(③7236) 高田町 天本茂(②5955) 東町 内野半蔵(③2630)、原タケラ(②2332) 本通町 山田宗一(②2427) 古野・土井町 西山カズエ(③4830) 大正町 高口由松(②3541) 錦田町 制島トモエ(②3653) 京町 藤本卯六(②2611) 安楽寺町 杉野利明(②5932) 布津原町 岡本武夫(③3557)、倉地節子(③2793) 宿町 平川吉信(②4715)、井上興一(②4707) 田代昌町 本壽吾一(②4724) 田代新町 西依廣(②2727) 田代上町 古賀千津子(②3371) 田代大官町 天本文子(③3502) 田代外町 平田茂博(③4567) 田代本町 轟力造(②3031) 永吉町 佐藤作一(②3285) 柚比町 長仙次郎(③4287) 今町 園木栄一(②3487) 萱方町 山津サ

チヨ(②2776) 古賀町、柳団地、古賀団地 角静雄(③7943) 浅井町 向井美智代(②7241) 神辺町 佐藤和七(②4887) 加藤田町 原アヤ子(③5014) 河内町 石橋文道(③3986) 酒井東町 尾川清松(④6436) 酒井西町 深川保夫(②7590) 曾根崎町 堀田高九郎(③5070)、江頭クニエ(②3597) 原町 久保山善七(②1177) 飯田町 前開良子(②6122) 飯田町 時傳造(④7833) 榑崎町 久保山次郎一(④7202) 桜町 久保コマ(②2005) 松原町 岡井鈴子(②4757) 水屋町 大石大(②0430) 蔵上町 松隈作美(④2666) 養父町 舟木カオル(②2073) 牛原町 羽根高男(②2626) 山浦町 古賀定男(④3762) 山浦町住宅 高島業津信(③5647) 山都町 光安岩雄(②4866) 原古賀町・原古賀町住宅 脇八郎(④3581) 平田町 有馬秀弥(④3371) 立石町 原野健(③3351) 一本杉住宅 徳瀨淳子(③8479) 江島町 斉藤三重(②6116) 村田町 廣尾寛(③7046)、山村静子(③5144) 幸津町 豊増基次(④4701) 儀徳町 廣重露子(④5873) 儀徳町住宅 田中三郎(③6430) 二島町 執行茂(②7104)、宮原昭観(④5566) 下野町 古賀孝平(②5253)、池尻君子(④5271)

民生・児童委員、任期新たに



市で計器を購入

法律により、市長に権限が委任されている事務は届出の受理、勧告・命令・要請事務、報告の徴収、立入検査、通知の受理、測定となっており環境課が窓口になります。このため、同課は52年11月に振動レベル計、レベルレコーダー、データレコーダー各1台を合計約166万円で購入しました。

デシベルという単位で表わされる振動の強さは、具体的にいうと次のとおりになります。
55dB=睡眠への影響はほとんどない。
60dB=浅い眠り場合は過半数が目覚める。
65dB=振動をよく感じるという訴え率が40%になる。
74dB=浅い眠り、中等度の深さの眠りとも全て目覚める。

教委スポーツ教室

バレー・卓球・バドミントンを開設

市教育委員会スポーツ教室は、バレーボール・卓球およびバドミントンの各コースを開設します。

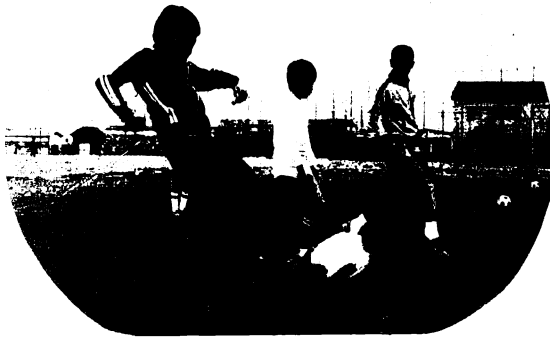
バレーボールコース

- 対象 18歳以上の男女初心者または愛好者20人程度
- 開設期間 1月26日(木)～3月2日(木)の毎週水曜と土曜、午前9時30分から正午まで
- 開設場所 市民体育館
- 講師 鳥栖市体育協会バレーボール部

- 申し込み 1月21日までに費用1000円(スポーツ傷害保険等)を添えて、教育委員会社会体育係または市民体育館事務室へ申し込むこと

卓球・バドミントン

- 対象 壮年および一般男女向けに各コース20人程度
- 開設期間 2月3日(金)～2月28日



少年サッカー教室 (12月29日撮影)

(火)の毎週火曜と金曜、午後7時30分から午後9時30分まで

- 開設場所 市民体育館
- 講師 鳥栖市体育協会卓球部・バドミントン部
- 申し込み 1月31日までに費用1000円(スポーツ傷害保険等)を添えて、教育委員会社会体育係または市民体育館事務室へ申し込むこと

職域対抗駅伝大会

第14回職域対抗駅伝大会は、市体協主催で次のとおり行われます。申込みは1月21日まで市教委内体育協会事務局へ参加料1000円を添えて。とき 1月29日(日)午前9時30分コース 鳥栖西中学校周辺コース編成 監督1人、選手7人、補欠2人以上

監督会議 1月24日(火)午後1時
市民体育館会議室

新年卓球大会

市体育協会は、市内新年卓球大会を次の要領で開催します。

- 日時 2月5日(日)午前9時30分
- 会場 市民体育館
- 種目 ①男子団体戦(5単)②女子団体戦(5単)※チーム編成はできるだけ同一職場で編成すること。③個人一般男子(34歳まで)④個人女子(年齢制限なし)⑤シニヤー(35歳～44歳)⑥ベテラン(45歳以上)
- 参加料 団体=1500円・個人200円
- 申込期日 2月2日(木)まで
- 申込先 市教育委員会事務局社会体育係(電話③3111・内線342)

実業団バドミントン大会

- 日時 2月5日 午前9時
- 場所 市民体育館
- チーム編成 男子団体・女子団体とし、同一職場で編成された4人～6人を1チームとする。クラブチームも認める。
- 試合形式 複・単・複
- 参加料 1チーム2500円

- 会場 中央公民館(本町三丁目)
- お願い ①BCG・はしか・小児麻疹ワクチン接種後1か月過ぎている幼児は今回の接種はできません。②接種には幼児の保護者がつれてきてください。③母子手帳は必ず御持参ください。④朝起きたらすぐ体温を計っておいてください。
- 注意(次のような場合は接種できません)…①1か月以内に小児麻疹ワクチン、はしか、種痘の予防接種を受けた人。②1か月以内に、はしか、風しん、水痘おたふくにかかった人③1年以内にひきつけを起こした人。



(講演会)

幼児の読書について

- 日時 1月25日 午前10時～正午
 - 場所 市立図書館2階
 - 内容 幼児の読書について
 - 講師 竜谷短期大学講師 畑背正夫先生(産科助産師)
- 11月21日の講演会には、66人もの聴講がありました。今回も多数お出かけください。
- 休館案内 1月25日(第2水曜)・1月31日(月末館内整理日)
- 新刊案内
〔児童向〕絵本・はしにあげた三つのおにぎりほか52冊

〔成人向〕呂床助左衛門の生涯(新井英生)●百姓の死(錦米次郎)●権一雄全集・第1巻・第3巻・第4巻・第6巻・第7巻●パンづくりノート(中沢久)●鉄のメルヘン(中澤謙人)●オオカミよなげくな(ファーレイ・モウワット)●「世間体」の構造(井上忠司)●石の九州源弘道)●日本人の姓(佐久間英)●土門肇自選作品集・全3巻・〔館内〕●ジャズの十月革命(植草甚一)●法事と戒名のすべて(古瀬堅徳)●韓国史蹟引鑑ガイド●幼児に話を楽しみ与えるコツ(伊東肇位)●桃割れのタイピスト-続おりん母子伝一(松田解子)●海のオルゴール(竹内てるよ)

ジフテリア・百日せき 破傷風の予防接種

幼児のジフテリア・百日せき・破傷風の混合予防接種を次のとおり行いますので、該当者に必ず受けさせてください。●該当者 生後24か月から72か月未満までの幼児。
①24か月～48か月未満の幼児…三種混合
②48か月～72か月未満の幼児で1期の接種がすすんでいる幼児……二種混合
●期日 2月7日(火)…鳥栖地区 2月8日(水)…田代・基里・麓・旭
●受付 午後1時30分～2時50分まで

修学資金の申込みは福祉事務所へ

母子家庭または両親のいない家庭の子どもで、この4月高校・高専・短大・大学に進学する場合、県は修学・就学支度資金を貸しています。希望者は2月25日から3月6日までに市の福祉事務所社会係で手続きをしてください。

危険物取扱者に講習

危険物取扱作業の保安に関する講習会が2月9日(木)、鳥栖・三養基地区交通安全教育センター(元町)で行われます。今回の対象は51年12月31日までに危険物取扱者の免許を取った人および48年まで

に保安講習を受けた人。受講受付は1月23日(月)から1月28日(土)まで。詳しくは鳥栖・三養基地区消防事務組合(③2870)へお問合せください。

野鳥捕獲は許可が必要

野鳥は許可なく捕獲したり、飼育したりしてはいけません。このようなときは鳥栖農林事務所林業課(③2141)または市役所環境課(③3111・内線219)へ、手続きなどをおたずねください。

障害児の訓練法を講習

- 言葉がおくれたり、運動機能がおくれたりしている子どもの、家庭での訓練法を講習しますので、子どもさんと同伴で御参加ください。
- 日時 1月31日 午前10時～午後4時
 - 場所 鳥栖市役所女子教養室
 - 講師 中央児童相談所・山田励先生
- お願い 筆記用具・ズボン・昼食を御持参ください。
- 問合せ 市民課国民健康保険係(③3111・内線209)

日住病治療費の請求をどうぞ

衛生課は日本住血吸虫病治療費の請求を受け付けます。これは治療費のうち、自己負担として支払った分を、公費で負担するもので、2月20日までに、該当者は衛生課へおいでください。

- 対象者 日本住血吸虫病と診断され、昭和52年4月以降に治療を受けた人。
- 公費負担額 入院費・社会保険・共済保険・国民健康保険などの治療給付を除き支払った自己負担分。